

第3章 歴史的・文化的環境の保全

第1節 歴史的・文化的環境の保全

1 現状と課題

京都は永きにわたり都が置かれた地域であり、多くの歴史的・文化的遺産が今に伝えられています。特に、日本の文化財の多くが京都に集中し、令和7（2025）年4月1日現在、府内にある国宝は239件と全国で2番目となっています。国指定の重要文化財も2,221件と全国で2番目に多く、とりわけ建造物が306件と全国で最も多く指定されているほか、史跡、名勝、天然記念物としての指定も全国有数を誇っています。

なお、府指定・登録等（暫定登録文化財を除く。）の文化財も、令和7（2025）年4月1日現在、建造物210件、美術工芸品334件、無形文化財10件、民俗文化財106件、史跡・名勝・天然記念物70件、文化財環境保全地区70件、選定保存技術2件及び文化的景観10件の計812件を数えます。平成29（2017）年度には、近年頻発する災害からの早期保護を図るため、将来、国や府の指定等になる可能性のある文化財を暫定的に登録する「暫定登録文化財」の制度を府独自に創設し、文化財保護の裾野を広げました。令和7（2025）年4月1日現在、建造物745件、美術工芸品591件、有形民俗文化財49件、史跡・名勝37件の計1,422件を数えます。さらに、これら指定文化財等のほか、古墳や都城・寺院跡等18,000件余りの遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が存在します。

また、地域の自然景観と密接に結び付いた歴史的風土を作り出している伝統的建造物群やまちなみ、史跡・名勝・天然記念物、地域の文化と密接に結び付いた民俗芸能や風俗・慣習、生活と密接に結び付いた伝統産業は、京都の環境を形づくる重要な要素であり、京都の貴重な財産として、生活環境や自然環境と一体的に保全し、より豊かなものとして将来に伝えていくべきものであるといえます。

さらに、京都の人々が長い年月をかけて育み受け継いできた、自然を無理なく生活に取り入れる習慣、ものを大切に作る習慣等の生活文化を改めて見直し、その継承と活用を図っていくことも必要です。

2 歴史的風土の保全

(1) 自然と調和した建造物群やまちなみの保存

優れた自然や環境と一体をなして歴史的風致を形成している歴史的・伝統的な建造物群を保存するために、府では市町村が実施する「重要伝統的建造物群保存地区保存事業」の取組に対し、支援しています。

(2) 歴史と一体となった自然環境の保全と管理

京都の歴史は、その四季折々の自然や美しい景観等を背景として育まれてきたものであり、これらの文化的環境を守りながらより豊かなものとして将来に伝えていかなければなりません。

府では、文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化的に高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき京都府歴史的自然環境保全地域に指定しています。これまで10地域297.83haを指定し、保全地域を管理する上で必要な案内板・標識類等を設置して来訪者への周知徹底を図るとともに、監視員を配置し、監視・指導を行い適正な保全に努めています。

写真3-3-1
常照皇寺の九重ザクラ



(3) 豊かな歴史と自然のふれあいの場の創出

歴史的な自然環境保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、自然解説板や休憩施設、散策路の整備、修繕等を行っています。

(4) 「京都府文化財保護条例」による適切な保存

優れた歴史的遺産と貴重な自然環境が一体となり、文化的にも学術的にも高い価値を持つ歴史的風土・建造物群やまちなみを保存するため、府では「京都府文化財保護条例」に基づき、文化財の指定・登録、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区の決定や、文化財を保存していくために欠かせない技術である選定保存技術及び風土に根ざして営まれてきた文化的景観の選定を行っています。

令和6（2024）年度には、新たに42件の文化財の指定等を行いました。

表3-3-1 令和6（2024）年度に指定等した府指定等文化財

種別	区分		名称	所在地	所有者	
	建造物	指定				
有形文化財	建造物		梅宮大社本殿ほか8棟	京都市	梅宮大社	
	美術工芸品	絵画	紙本著色小出吉政及夫人像 園部藩小出氏歴代藩主及夫人像	南丹市	南丹市	
		彫刻	指定	水晶宝龕入木造阿弥陀如来立像 附 箱	京都市	醍醐寺
	美術工芸品	書跡・典籍	指定	全蔵漸請千字文朱点 附 開山和尚楞嚴講談一件書ほか 貝葉堂関係資料	宇治市	宝蔵院
		考古資料	指定	鳥居前古墳出土品	大山崎町	大山崎町
小計		5件				
史跡名勝天然記念物	種別	區別	名称	所在地	所有者	
	名勝	指定	妙喜庵庭園	大山崎町	妙喜庵	
	小計	1件				
合計		6件				

表3-3-2 令和6（2024）年度に登録した府暫定登録文化財

種別	有形文化財								合計
	建造物	美術工芸品							
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	
件数	0	16	8	0	0	8	2	2	36

表3-3-3 府指定・登録・暫定登録等文化財件数一覧（令和7（2025）年4月1日現在）

種別	有形文化財														記念物				指定登録小計	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化的景観	暫定登録文化財	合計														
	建造物	美術工芸品							無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び史跡																							
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形																											
指定	129	81	76	8	60	9	43	9	17	1	47	8	40	1	13	2	296	38	10	0	3	12	21	70	27	0	20	1	15	6	1	522	208	70	2	10	1422	2234
件数	210	84	69	52	18	55	41	15	334	10	15	91	27	21	21	730																						

表3-3-4 暫定登録文化財の内容（令和7（2025）年4月1日現在）

種別	有形文化財								有形民俗文化財	史跡名勝天然記念物			合計
	建造物	美術工芸品								史跡	史跡及び名勝	名勝	
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料					
件数	745	241	116	1	25	69	124	15	49	29	2	6	1422

※暫定登録文化財史跡は、史跡及び名勝を含む。

また、文化財の保護を図るため、府の指定登録等の文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存・活用に必要な指導を行っています。

表 3-3-5 事業別補助事業件数（令和 6（2024）年度）

事業	件数
建造物保存修理事業	22
建造物管理事業	5
美術工芸品保存修理事業	16
美術工芸品管理事業	2
史跡名勝天然記念物保存事業	3
防災資機材整備事業	3
計	51

3 地域文化の保存・継承

(1) 歴史的景観の保全

京都独自の歴史的風土・景観等の保全、民俗芸能や風俗・慣習等の伝統文化の保存・継承、さらに地域固有の生活文化を活かす文化活動の機会や文化活動拠点の充実を図るため各種事業を展開しています。

(2) 伝統文化の保存・継承

府内各地に伝えられる民俗芸能や風俗・慣習等の伝統文化を保存・継承するとともに、現代社会の中で新たな関わりを見つけ、次世代に伝える環境づくりを進めています。

(3) 新たな地域文化の創造推進

既存の教育・研究機関等との連携により新たな文化・芸術を生み出していくための基盤づくりを進め、新たな地域文化の創造を推進しています。

(4) 文化交流の促進

既存の文化施設を活用して、府民と芸術家等との交流や全国的・国際的な文化交流等の多様な取組を促進しています。

(5) 森林文化の保全

豊かな森を育てる府民税活用事業の一環として、平成29（2017）年度に「京の森林文化を守り育てる支援事業」を創設。地域の人々に親しまれ、地域の文化と深く結び付いて大切に守られてきた社寺の森や文化・伝説の森、伝統行事・伝統産業を支えてきた森の保全、地域のシンボルとなっている名木古木等の保全等、地域住民等の活動を支援し、京の森林文化を次代に引き継いでいくための取組を推進しています。

4 生活文化の継承・振興

(1) 地域固有の生活文化の再評価及び継承・活用・振興

京都の歴史や自然と深く関わりながら、今日まで引き継がれてきた地域固有の生活文化を再評価して、継承・活用・振興を図る仕組みづくりを進めています。

府では、農山漁村地域で活躍される経験豊かな高齢者の方々が有する農業・林業・水産業に関する生産・生活技能の保存と次の世代への伝承を目的に、その技能を「農山漁村伝承技能登録・

認定制度」により登録するとともに、登録されたものの中から、極めて優秀であり、将来にわたり伝承すべきと認められる技能保持者を「農の匠」・「山の匠」・「海の匠」として認定しています。これまで856名について技能の登録を行い、うち157名を「京都府農・山・海の匠」として認定しました。また、これらの方々が生涯現役として、小・中学校における体験学習や地域文化活動の場で広く活躍し、地域で後継者を育て技能を伝承する活動を支援しています。

このほか、「京都府食育推進計画」（平成18（2006）年度策定、平成22（2010）年度・平成27（2015）年度・令和2（2020）年度 改定）に基づき、五感を使った体験型食育、食文化の継承を進めています。

また、学校や病院、福祉施設等の給食への地元農水産物の利用促進等を通じて地元農水産物を活かした食生活への理解を深める取組を進めています。

(2) 生活文化活動の支援

文化活動拠点の機能の充実を図り、府民・企業・行政等の連携を円滑にして、様々な生活文化活動が展開されるよう支援しています。

(3) 伝統産業の振興

我が国の貴重な財産である伝統産業の文化的・技術的価値を次世代に継承していくための取組を進めるとともに、21世紀のライフスタイルに応じた生活文化創造産業として新たな発展が図られるよう支援しています。